

山口東京理科大学公立化調査検討特別委員会審査日程

日 時 平成27年5月26日(火)

議運終了後

場 所 第1委員会室

～審査内容～

1 視察の考察について

2 その他

高知県公立大学法人高知工科大学

～法人設立経緯及び運営状況等～



沿革その①

-
- 1992 (H4) 高知県工学系大学 (工学部) 構想検討委員会設置
- 1995 (H7) 高知工科大学設立準備財団設立
- 1996 (H8) 学校法人高知工科大学設立
- **1997 (H9) 高知工科大学開学 (公設民営)**

公設民営大学

- 地域のための大学
- 地方公共団体が設立し、学校法人（民間）が運営
- 公設による信頼と民営による機動力
- 自由度・柔軟性
- 国立大学法人のお手本
 - 公立大学法人の原型
 - 平成16年法制化（法律が後からついてきた）

高知工科大学の理念

大学のあるべき姿を常に追求し、
世界一流の大学を目指す

- 来るべき社会に貢献できる人材の育成
- 世界の未来に貢献できる研究成果の創出
- 地域社会との連携と貢献

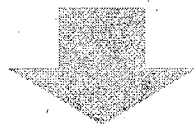
沿革その②

- 1999 (H11) **大学院工学研究科開設**
- 2008 (H20) **マネジメント学部開設**
- 2009 (H21) **システム工学群・環境理工学群・情報学群設置**
- **2009 (H21) 公立大学法人高知工科大学設立**

KUT改革3本柱

開学10周年を機に改革をスタート

- **マネジメント学部開設 (H27: 経済・マネジメント学群へ)**
文系学部創出→ウイングの広がり
- **システム工学群・環境理工学群・情報学群学設置**
学群制度導入→未来の工学に挑戦
- **公立大学法人高知工科大学設立 (日本初!!)**



理念実現のための大学改革

高知工科大学の理念（再掲）

大学のあるべき姿を常に追求し、
世界一流の大学を目指す

- 来るべき社会に貢献できる人材の育成
- 世界の未来に貢献できる研究成果の創出
- 地域社会との連携と貢献

なぜ法人化なのか

- 高知県高等教育改革
再編・改編のフラッグシップ
高知の人づくり
- 大学設置趣旨の実現
産業振興・新産業創出・県内生徒の受皿
⇒ 地域再生のための「知の拠点」
- 公式な県とのつながり
本来あるべき姿へ

公立大学法人を選択した理由 (広報)

高知工科大学が「公立大学法人」を選択した理由

ここから、日本を、世界を変える。
この大きなPUBLIC MISSION(公的使命)を果たすために、
高知工科大学は、大学を新たな形を追求し続けます。

高知工科大学は2009年度から、「公立大学法人」となりました。
「公」とは、PUBLICに、すなわち地域、日本、そして国際社会。古い大学のシステム、学問の枠組みにと
らわれず、卓越した教育と研究によって社会に貢献することは、理學以承重なることのない、高知工
科大学のPUBLIC MISSION(公的使命)です。

高知工科大学は1977年、高知県が設置費用を負担し、学校法人高知工科大学が運営を担う
「公設民営」の私立大学として誕生しました。

2001年卒業の1期生の就職内定率は99.3%。就職先には日本を代表する企業が多くありと盛びま
した。この結果を光り出した、学部・学門ごとの可能性を最大限に伸ばす独自の教育システムは、
2004年、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に、また同年、文部科学省「21世紀
COEプログラム」の採択を受け、教育だけでなく研究分野でも確固たる地位を築いています。

2008年には、最先端の工学研究の成果に社会科学分野の知見を大胆に取り入れた、「産学協
合」を越える「産学協働」をめざして、経済・経営系のマネジメント学群を創設。
2009年には、工学分野でも、従来の専門領域の枠組みにとられない自由闊達な学際領域での
教育・研究を進めよう、学部・専攻制を導入し、1学部5専攻から3学部13専攻へと再編しました。

これまで日本になかった、しかしこれからの日本が競争に必要とする大学、すなわち「日本にない大
学」の創生を
私たちが、公立大学法人化は「目標」ではなく、この目標の達成に必要とされた「手段」
の一つです。歴史的挑戦が、今、ここ高知から始まっています。

高知工科大学
Kochi University of Technology

〒780-8577 高知市土佐 1-1-1
TEL: 087-822-1111 FAX: 087-822-1112
E-MAIL: info@kuct.ac.jp
URL: http://www.kuct.ac.jp

高知工科大学が「公立大学法人」を選んだ理由

大学の新たなあり方を創造する歴史的挑戦が始まった

高知工科大学は2009年度から、「公立大学法人」となりました。
「公」とは、PUBLICに、すなわち地域、日本、そして国際社会。古い大学のシステム、学問の枠組みにと
らわれず、卓越した教育と研究によって社会に貢献することは、理學以承重なることのない、高知工
科大学のPUBLIC MISSION(公的使命)です。

高知工科大学は1977年、高知県が設置費用を負担し、学校法人高知工科大学が運営を担う
「公設民営」の私立大学として誕生しました。

2001年卒業の1期生の就職内定率は99.3%。就職先には日本を代表する企業が多くありと盛びま
した。この結果を光り出した、学部・学門ごとの可能性を最大限に伸ばす独自の教育システムは、
2004年、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に、また同年、文部科学省「21世紀
COEプログラム」の採択を受け、教育だけでなく研究分野でも確固たる地位を築いています。

2008年には、最先端の工学研究の成果に社会科学分野の知見を大胆に取り入れた、「産学協
合」を越える「産学協働」をめざして、経済・経営系のマネジメント学群を創設。
2009年には、工学分野でも、従来の専門領域の枠組みにとられない自由闊達な学際領域での
教育・研究を進めよう、学部・専攻制を導入し、1学部5専攻から3学部13専攻へと再編しました。

これまで日本になかった、しかしこれからの日本が競争に必要とする大学、すなわち「日本にない大
学」の創生を
私たちが、公立大学法人化は「目標」ではなく、この目標の達成に必要とされた「手段」
の一つです。歴史的挑戦が、今、ここ高知から始まっています。

高知工科大学
Kochi University of Technology

〒780-8577 高知市土佐 1-1-1
TEL: 087-822-1111 FAX: 087-822-1112
E-MAIL: info@kuct.ac.jp
URL: http://www.kuct.ac.jp

高知工科大学が「公立大学法人」を選んだ理由

大学の新たなあり方を創造する歴史的挑戦が始まった

高知工科大学は2009年度から、「公立大学法人」となりました。
「公」とは、PUBLICに、すなわち地域、日本、そして国際社会。古い大学のシステム、学問の枠組みにと
らわれず、卓越した教育と研究によって社会に貢献することは、理學以承重なることのない、高知工
科大学のPUBLIC MISSION(公的使命)です。

高知工科大学は1977年、高知県が設置費用を負担し、学校法人高知工科大学が運営を担う
「公設民営」の私立大学として誕生しました。

2001年卒業の1期生の就職内定率は99.3%。就職先には日本を代表する企業が多くありと盛びま
した。この結果を光り出した、学部・学門ごとの可能性を最大限に伸ばす独自の教育システムは、
2004年、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に、また同年、文部科学省「21世紀
COEプログラム」の採択を受け、教育だけでなく研究分野でも確固たる地位を築いています。

2008年には、最先端の工学研究の成果に社会科学分野の知見を大胆に取り入れた、「産学協
合」を越える「産学協働」をめざして、経済・経営系のマネジメント学群を創設。
2009年には、工学分野でも、従来の専門領域の枠組みにとられない自由闊達な学際領域での
教育・研究を進めよう、学部・専攻制を導入し、1学部5専攻から3学部13専攻へと再編しました。

これまで日本になかった、しかしこれからの日本が競争に必要とする大学、すなわち「日本にない大
学」の創生を
私たちが、公立大学法人化は「目標」ではなく、この目標の達成に必要とされた「手段」
の一つです。歴史的挑戦が、今、ここ高知から始まっています。

高知工科大学

TEL: 087-822-1111

日本初の壁!?

私立大学から公立大学へ

背景

- 国の施策
 - 小泉改革(地方切捨て?)
- 官から民へ
 - 私立→公立は逆行
- 法律上の問題
 - 地方独立行政法人法
- 県民の理解
 - 県民負担の増?

新たな手続の構築

- 公立大学法人
 - 県立→法人化 ○
 - 私立→公立大学 ?
- 国との折衝
 - 法律の解釈
 - 国・県・大学の共同作業
- 県民への説明
 - 大学の必要性
 - 公設民営形式での設立

高知工科大学の公立大学法人化スケジュール(案) ※H21年4月の公立大学法人化を前提!

	平成19年度				平成20年度												平成21年度											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月								
県	総務省・文部科学省と協議																設立認可申請	登記										
	文部科学省と協議																設置者意見申請 法人評議認可申請											
市	■2月議会				■業務概要説明 (全面施設委員会)				■7月議会 月次(創設)				■9月議会 定款 附置の審議(定款・評議)				■12月議会 議案附置(案) (長分利課) 評議委員会設置案例				■2月議会 予算 (長分利課)				■5月議会 中期目標 経営料の上限			
県	公立大学法人化の検討?				公立大学法人化の検討																特許・商標法人							
市	法人定款の検討 法人組織の運営体制等の検討 学内の組織体制等の見直し				法人定款(案)				法人組織体制確定 学長選考方法確定				評議委員会設置案例(案)				評議委員会設置				法人設立 役員任命 学長任命							
県	評価制度等の検討 中期目標・計画等の検討				中期目標(案)				中期計画(案) 年度計画(案)				中期計画(案) 年度計画(案)				中期計画 認可 年度計画 認可											
市	人事・給与制度等の見直し 財務会計制度の見直し 運営費交付金等検討 会計システム設計の検討				システム設計				システム構築				運営費交付金交付				システム移行											
県	財産の把握 出資財産と譲渡財産の整理 債権・債務の把握				システム構築				システム構築				システム構築				システム構築											

法人化の準備作業

- 省庁との折衝(文科／総務)・県との調整・議会对応
- 定款づくり・規定見直し
- 中期計画・年度計画づくり
- 共済の切り替え
- 会計システムの変更・会計制度の勉強
- 資産整理・契約のまき直し
- 組織変更(法律規定されたもの)
- 入試制度の決定
- ……Etc.

【職員のまとめた気になる点】

大きなことから小さなことまで約150項目!!

高知県との (オフィシャルな) 協議

○高知工科大学公立大学法人化検討委員会

(H20. 5. 7～H21. 2. 23:計7回)

○高知工科大学公立大学法人化検討委員会 専門部会

(H20. 5. 19～H20. 11. 21:計7回)

○7月定例議会 企画建設委員会

(H20. 7. 15/H20. 8. 7:計2回)

協議内容

法人化の必要性

高知工科大学公立大学法人化 実施方針

高知工科大学公立大学法人化スケジュール

法人組織の運営体制、評価制度、人事・労務制度、財務会計制度、
財産管理（財産の移管方法）

法人定款（案）概要、中期目標（案）、中期計画（案）

高知工科大学公立大学法人化 収支計画（見通し）

交付税の行方（基準財政需要額）

平成21年度予算要求

大学が徴収する料金、役員報酬等

Etc.

申請関連手続き

申請書類

公立大学法人設置認可申請（総務省／文科省）

設置者変更認可申請（大学設置室）

寄付行為変更認可申請（私立学校の設置者でなくなる場合の設置者の変更：私学行政課）

学校法人解散認可申請（私学行政課）

財産移管手続き

1. 私立学校法人→県→公立大学法人 ※負担付寄付（鑑定評価、議会議決）
2. 私立学校法人→公立大学法人
3. 私立学校法人→清算法人→公立大学法人

共済変更手続き、契約変更手続き、公立大学協会加盟手続き、私学助成等
公立大学法人会計、システム改修、監査法人

沿革その③

- 2010 (H22)
- 2011 (H23)
- 2012 (H24)
- 2013 (H25)
- 2014 (H26)

落ち着いています……。

次のステップへの準備期間でした。

変わったこと（大きな点）

- **入試制度**
国公立大学型入試を実施
- **授業料**
124万円(例:工学系)→約54万円
- **大学の収入形態**
学納金中心→交付金中心
(予算規模は変わらず)
- **教職員の共済**
私学共済→協会健保・地共済団体共済部
- **運営組織の名称**
経営審議会・教育研究審議会
- **県との関係**
連携強化・評価委員会
予算査定・議会对応
- **地域貢献への取組**
地域連携機構
地域教育支援センター
- **外部からの評価**
特に、学生募集関連
(偏差値・知名度・志願者)

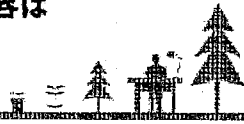
変わる？ 変わらない？ (広報)

私立大学から公立大学になって、 KUTは 変わる？ 変わらない？

高知工科大学は、平成21年4月の公立大学法人化に向けた準備を進めています。

**卓越した教育内容は
変わらない。**

学生一人ひとりに対して、その個性を伸ばせる
「人間的な成長」を促す教育を、心を通じ、心を通
じ、より豊かに育むための環境を構築しつづ
けています。



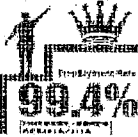
**高知工科大学という大学名は
変わらない。**

歴史ある、伝統ある大学を、1971年に創立した以来、長
年かけての信頼と実績を築き上げてきた高知工科大学は、
公立大学法人化の準備を進め、この春から公立大学法人と
してスタートすることになりました。



**抜群の就職実績は
変わらない。**

毎年、卒業生が就職先を決定するまでに、99.4%の卒業生が就職先を決定しています。



**先生との距離の近さは
変わらない。**

先生と学生が、授業だけでなく、授業以外の時間でも、お互いに
コミュニケーションを取り、学びを深め、成長を促す環境を
提供しています。



**最先端でエコな
環境は変わらない。**

最先端の設備と、最先端の技術、最先端の環境を、最先端の環境で
提供しています。最先端の設備と、最先端の技術、最先端の環境を、
最先端の環境で提供しています。



入学試験制度は変わらない。

入学試験制度は、これまでと同様に、入学試験を実施しています。入学試験
制度は、これまでと同様に、入学試験を実施しています。



**未来に貢献する一流の研究力は
変わらない。**

最先端の研究設備と、最先端の技術、最先端の環境を、最先端の環境で
提供しています。最先端の研究設備と、最先端の技術、最先端の環境を、
最先端の環境で提供しています。



メリット・デメリット？ (県民の声)

■ 学資負担軽減

→ 進学機会の拡大

(地元学生に対する学納金減免等制度)

■ 地域の「知の拠点」への期待

→ 地域再生・活性化(地域連携機構・マネジメント学部)

→ 初等中等教育への関与(地域教育支援センター)

■ 国公立大学ブランド

→ おらが街の自慢の大学

メリット・デメリット(大学運営)

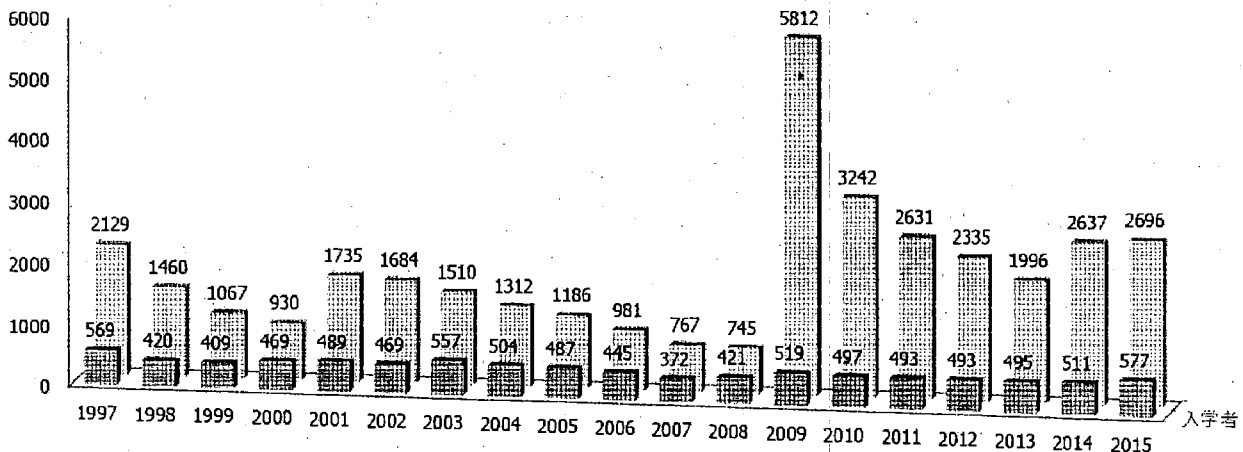
メリット

- **経営の安定?**
(条件をクリアすれば...)
- **学生確保が安定?**
(国公立大学志向)
- **知名度の向上**
(全国初→広報効果大)

デメリット

- **地方交付税の行方**
(基準財政需要額)
- **自由度が下がる?**
(設置者の意向が反映)
- **厳しい評価**
(国公立大学としての評価)
- **危機意識の低下**
(安心感・安定感)

志願者・入学者推移



沿革その④

- **2015** (H27) **高知県公立大学法人と法人統合**
1法人2大学1短大 (日本初：地独法改正)
- 2015 (H27) **経済・マネジメント学群**開設
定員増 (100→160 / 460→520)
- 2015 (H27) **新キャンパス** (高知市永国寺) 開設
-

未来に向けて

- **1法人3大学での運営** (知事の議会答弁)
高知県が関与する大学の一体運営
- **目標・理念の実現**
世界一流の大学
人材の育成 / 研究成果の創出 / **地域貢献**
- **私立大学の良さを生かした、
新しい公立大学づくり**
機動力、柔軟性、徹底した業務の効率性
- **地方に存在する大学のモデル**
存在意義・地域再生の拠点

高知工科大学は・・・

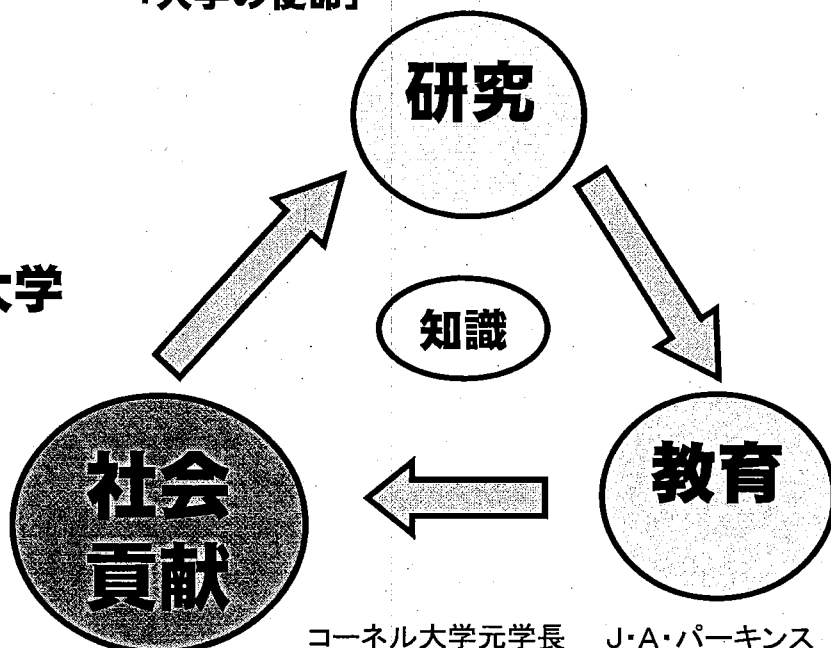
より良い大学創りが、
より良い地域を創る

- 「公」という重たい責任
目標実現に向けた不断の努力と改革
- 高知県への貢献度の更なる向上
県民が誇れる大学づくり
- 人づくり立県“高知”の実現
未来を担う人材の育成

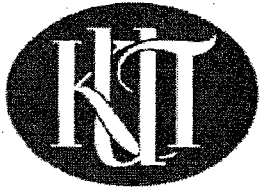
おわりに

「大学の使命」

- 公立大学
地域と共に
発展する大学



コーネル大学元学長 J・A・パーキンス



高知工科大学

KOCHI UNIVERSITY OF TECHNOLOGY

高知工科大学の公立大学法人化スケジュール(案)

区分	平成19年度			平成20年度												平成21年度						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月			
法人設立関係	総務省・文部科学省と協議												設立認可申請	認可	登記							
学教法関係	文部科学省と協議												設置者変更申請			法人解散認可申請						
県議会関係						■6月議会 ・法人化の方針決定(報告)				■9月議会 ・定款 ・評価委員会設置条例				■12月議会 ・授業料上限 ・財産の取得及び継承			■2月議会 ・予算(運営交付金)				■6月議会 ・中期目標	
学校法人関係	公立大学法人化の検討			方針決定															法人清算・解散			
組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ○法人定款原案の作成 ○法人組織の運営体制の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・役員、評価委員の人選 ・業務方法書原案作成 ・法人の運営体制 ・評価委員会の構成、人選等 ・授業料等の料金 ○学内の組織体制の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・学内の組織体制の見直し ・学則等の学内規程の見直し 					法人化準備委員会設置・制度設計方針策定	<ul style="list-style-type: none"> ○法人定款の作成 ○法人組織の運営体制の細部検討 ○学内の組織体制の最終整理 												役員任命			
目標評価制度	<ul style="list-style-type: none"> ○中期目標・中期計画の素案作成 ○評価制度の検討 ○評価委員会条例案の作成 						<ul style="list-style-type: none"> ○中期目標・中期計画 策定 ○評価制度の細部検討 ○評価委員会の設置(中期目標等の事前審査) 												業務方法書認可			
人事制度	<ul style="list-style-type: none"> ○任用・給与制度の見直し ○給与システムの設計 ○教職員の評価方法の見直し 						<ul style="list-style-type: none"> ○給与システムの修正(開発) ○人事・給与関係諸規定の修正 ○福利厚生関係諸規定の修正 												システム移行			
財務会計制度	<ul style="list-style-type: none"> ○財務会計制度の見直し ○財務会計システムの設計 ○会計管理システムの見直し ○運営費交付金の検討 						<ul style="list-style-type: none"> ○財務会計、会計管理システムの修正 ○運営費交付金の要綱作成 ○授業料上限額の設定 ○出資財産の確定・評価 												システム移行			
財産管理	○財産・物品等の把握						○財産・物品等の評価												運営交付金交付			
							○債権・債務の整理												財産継承			

公立大学法人高知工科大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
 - 第2章 役員等
 - 第1節 役員等（第8条－第15条）
 - 第2節 理事会（第16条－第19条）
 - 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第20条－第22条）
 - 第2節 教育研究審議会（第23条－第25条）
 - 第4章 業務の範囲及び執行（第26条－第28条）
 - 第5章 資本金等（第29条・第30条）
 - 第6章 雑則（第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、文化及び科学技術の発展に貢献する知の拠点として、広い分野の知識及び高度で専門的な学術を教授し、豊かな人間性及び高い専門性を備え、新しい時代を切り開く広い視野を持つ有為な人材を育成するとともに、開かれた大学として優れた教育研究の成果を社会に還元し、もって高知県民の生活及び文化の向上に寄与するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人高知工科大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、高知工科大学（以下「大学」という。）を設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、高知県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を高知県香美市に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、高知県公報に登載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事

情により高知県公報に登載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその登載に代えることができる。

第2章 役員等

第1節 役員等

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以上6人以内及び監事2人以内を置く。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は高知県知事(以下「知事」という。)に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長は、法第71条第6項に規定する者のうちから、知事が任命する。

(学長の任命)

第11条 大学の学長(以下「学長」という。)は、理事長とは別に任命するものとする。

2 学長の選考を行うため、法第71条第3項に規定する選考機関として、学長選考会議(以下「学長選考会議」という。)を置く。

3 学長の任命は、法第71条第6項に規定する者のうちから学長選考会議が行う選考に基づき、理事長が行う。

4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

5 学長選考会議は、第20条第1項の規定により置かれる経営審議会を構成する委員(理事長及び副理事長を除く。)の中から当該経営審議会において選出された者3人及び第23条第1項の規定により置かれる教育研究審議会を構成する委員(学長を除く。)の中から当該教育研究審議会において選出された者3人により構成する。

6 学長選考会議に議長を置き、学長選考会議を構成する者の互選によって定める。

7 議長は、学長選考会議を主宰する。

8 前3項に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

9 理事長は、第3項の規定により学長を任命したときは、遅滞なく、その旨を知事に届

け出るとともに、これを公表しなければならない。

(理事及び監事の任命)

第12条 理事は、法第71条第6項に規定する者のうちから、理事長が任命する。

2 理事長は、理事の任命に当たっては、現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 理事長は、前2項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

4 監事は、法第14条第2項に規定する者のうちから、知事が任命する。

(役員任期)

第13条 理事長の任期は、4年とする。

2 副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て法人の規程で定める学長の任期によるものとする。

3 理事及び監事の任期は、2年とする。

4 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でない者であったときの前条第2項の規定の適用については、当該理事は、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者であるとみなす。

(役員解任)

第14条 知事又は理事長は、法第17条(法第76条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第75条の規定により、それぞれの任命に係る役員(学長を含む。)を解任することができる。

(職員任命等)

第15条 法人の職員は、理事長が任命する。

2 理事長が大学の副学長、学部長その他地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)第11条に規定する部局の長及び教員を任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第16条 法人の重要事項を議決する機関として、理事会を置く。

2 理事会は、理事長、副理事長及び理事により構成する。

(招集)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の構成員又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面により理事会の開催の要求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

(議事)

第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開き、及び議決をすることができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第19条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。

- (1) 中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）についての意見（法人が法第78条第3項の規定により知事に対して述べる意見をいう。以下同じ。）に関する事項
- (2) 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項
- (3) 中期計画（法第26条第1項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）及び年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）に関する事項
- (4) 法の規定により知事の認可及び承認を受けなければならないもの（前号及び次号に掲げる事項に係るものを除く。）に関する事項
- (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (6) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置及び廃止に関する事項
- (7) 職員の人事の方針及び基準に関する事項
- (8) 規程の制定及び改廃に関する事項
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第20条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、法第77条第1項に規定する経営審議機関として、経営審議会（以下「経営審議会」という。）を置く。

- 2 経営審議会は、次に掲げる委員により構成し、第3号及び第4号に掲げる委員の定数は、法人の規程で定める。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事長が指名する理事及び職員
 - (4) 法人の役員又は職員以外の者で法人の経営に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、理事長が任命する者
- 3 前項第4号に掲げる委員の数は、委員の総数の2分の1以上としなければならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第3号までに掲げる委員のうち役員である者の任期については、当該職にある期間とする。

- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第21条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 3 議長は、経営審議会を主宰する。
- 4 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、及び議決をすることができない。
- 5 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第22条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
- (2) 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
- (3) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
- (4) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程（法第45条に規定する会計規程をいう。）、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (6) 職員の人事の方針及び基準に関する事項のうち、職員定数その他の法人の経営に関する事項
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第23条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、法第77条第3項に規定する教育研究審議機関として、教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）を置く。

- 2 教育研究審議会は、次に掲げる委員により構成し、第3号及び第4号に掲げる委員の定数は、法人の規程で定める。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部、学科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者
 - (4) 前号に掲げる者のほか、学長が指名する職員
- 3 前項第1号及び第2号に掲げる委員の任期は、当該職にある期間とする。
- 4 第2項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、2年以内の範囲内において、法人の

規程で定める。

- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第24条 教育研究審議会は、学長が招集する。

- 2 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 3 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 4 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、及び議決をすることができない。
- 5 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第25条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- (2) 中期目標に係る事業報告書及び業務の実績に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- (3) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- (4) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）
- (6) 教育課程に関する事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の在籍に係る方針並びに学位の授与に係る方針に関する事項
- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (10) 前各号に掲げる事項のほか、大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及び執行

(業務の範囲)

第26条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、及び運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供をすること。

(5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第27条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書（法第22条に規定する業務方法書をいう。以下同じ。）の定めるところによる。

2 業務方法書は、これを公表しなければならない。

(財務及び会計)

第28条 法人の財務及び会計については、法第4章の定めるところによるものとする。

第5章 資本金等

(資本金)

第29条 法人の資本金は、別表第1及び別表第2に掲げる資産を高知県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について出資の日現在における時価を基準として高知県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第30条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを高知県に帰属させる。

第6章 雑則

(規程への委任)

第31条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の学長の任命に関する特例)

2 大学の設置後最初の学長の任命は、第11条第3項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、法第72条第3項において読み替えて準用する法第71条第6項に規定する者のうちから、理事長が行う。この場合において、第11条第4項の規定の適用については、「前項」とあるのは、「附則第2項」とする。

3 前項の規定により任命された学長の任期は、第13条第2項の規定にかかわらず、法人の成立の日から4年とする。

別表第1（第29条関係）

資産の種類	所在地	地目	面積
-------	-----	----	----

土地	高知県香美市土佐山田町宮ノ口字茶屋ノ丸ノ中 104番 1	雑種地	31,636.90	m ²
	高知県香美市土佐山田町宮ノ口字中ノ丸下168 番 1	雑種地	13,049.50	
	高知県香美市土佐山田町宮ノ口字中ノ丸下168 番 2	雑種地	228.07	
	高知県香美市土佐山田町宮ノ口字入舟185番 1	雑種地	3,368.07	
	高知県香美市土佐山田町宮ノ口字入舟185番 3	雑種地	10,586.28	
	高知県香美市土佐山田町宮ノ口字入舟185番 4	雑種地	2,232.87	
	高知県香美市土佐山田町宮ノ口字入舟185番 5	雑種地	7,699.66	
	高知県香美市土佐山田町宮ノ口字中丸北295番 1	雑種地	13,356.03	
	高知県香美市土佐山田町宮ノ口字茶屋丸北329 番 1	雑種地	7,908.08	
	高知県香美市土佐山田町宮ノ口字茶屋丸北329 番 5	公衆用 道路	213.59	
	高知県香美市土佐山田町宮ノ口字西ノ丸ノ南77 番	雑種地	7,889.84	
	高知県香美市土佐山田町宮ノ口字西ノ丸ノ北88 番 4	雑種地	6,732.27	
高知県香美市土佐山田町宮ノ口字西ノ丸ノ北88 番10	公衆用 道路	68.58		

高知県香美市土佐山田町宮ノ口字東丸南222番 1	雑種地	16,067.91
高知県香美市土佐山田町宮ノ口字東丸南222番 3	雑種地	5,515.20
高知県香美市土佐山田町宮ノ口字東丸南239番 6	雑種地	0.05
高知県香美市土佐山田町宮ノ口字東丸南239番 8	雑種地	1.81
高知県香美市土佐山田町宮ノ口字東丸南239番 18	雑種地	53.39
高知県香美市土佐山田町宮ノ口字東丸南240番 3	雑種地	3.13
高知県香美市土佐山田町宮ノ口字東丸北267番 1	雑種地	15,874.24
高知県香美市土佐山田町宮ノ口字東丸北267番 5	雑種地	287.22
高知県香美市土佐山田町宮ノ口字東丸北267番 6	雑種地	26.93
高知県香美市土佐山田町宮ノ口字夢野酒屋床北 55番1	雑種地	2,425.50
高知県香美市土佐山田町宮ノ口字夢野酒屋床北 55番4	雑種地	2,522.03
高知県香美市土佐山田町宮ノ口字庄屋池掛リ下 モ246番5	雑種地	10.96

高知県香美市土佐山田町宮ノ口字庄屋池掛リ下 モ246番8	雑種地	0.84
高知県香美市土佐山田町宮ノ口字庄屋池掛リ下 モ246番12	雑種地	2.04
高知県香美市土佐山田町宮ノ口字庄屋池掛リ下 モ246番13	雑種地	36.77
高知県香美市土佐山田町佐古藪字サコダ221番 イ	墓地	22.70
高知県香美市土佐山田町佐古藪字サコダ221番 3	畑	46.83
高知県香美市土佐山田町佐古藪字サコダ221番 4	畑	883.36
高知県香美市土佐山田町佐古藪字サコダ224番 2	畑	1,023.26
高知県香美市土佐山田町佐古藪字サコダ224番 3	雑種地	
高知県香美市土佐山田町佐古藪字東サコダ225 番3	畑	966.43
高知県香美市土佐山田町佐古藪字東サコダ225 番4	畑	124.90
高知県香美市土佐山田町佐古藪字東サコダ225 番8	畑	185.40
高知県香美市土佐山田町佐古藪字東サコダ225 番9	畑	154.93

高知県香美市土佐山田町佐古藪字東サコダ227番1	畑	325.49
高知県香美市土佐山田町佐古藪字東サコダ227番3	畑	130.30
高知県香美市土佐山田町佐古藪字東サコダ227番4	墓地	33.00
高知県香美市土佐山田町佐古藪字東サコダ227番9	畑	213.85
高知県香美市土佐山田町佐古藪字東サコダ228番1	雑種地	3,245.23
合計	42筆	155,153.44

別表第2 (第29条関係)

資産の種類	所在地	名称	構造	延べ床面積 m ²
建物	高知県香美市土佐山田町宮ノ口字中ノ丸下168番1ほか	本館（本部棟）	鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建て	8,291.23
		校舎（教育研究棟A）	鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階地下1階建て	18,319.73
		校舎（教育研究棟B）	鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階地下1階建て	12,546.87
		校舎（講義棟）	鉄骨鉄筋コンクリート造3階一部2階建て	3,742.78

食堂（大学会館）	鉄筋コンクリート・木造3階一部2階建て	2,626.09
体育館	鉄筋造一部鉄筋コンクリート造平屋建て	2,294.90
クラブ室棟	鉄筋コンクリート造平屋建て	747.69
寄宿舍	鉄骨鉄筋コンクリート造15階一部2階建て	6,854.86
倉庫（教育研究棟A附属）	鉄筋コンクリート造平屋建て	524.25
物置（ポンプ倉庫）	鉄筋コンクリート造平屋建て	18.35
倉庫（教育研究棟B附属）	鉄筋コンクリート造平屋建て	290.25
物置（薬品庫）	鉄筋コンクリート造平屋建て	18.35
ボンベ室	鉄筋コンクリート造平屋建て	16.80
機械室	鉄筋コンクリート造平屋建て	108.06
テニスコート管理棟	鉄筋コンクリート造平屋建て	95.81

合計	15棟	56,496.02
----	-----	-----------